

納入書の書き方

退職所得があるとき

[注意]

納税義務者である従業員の異動により納入すべき税額に変更が生じた場合には、納入書の金額訂正をするとともに、必ず「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」も併せて記載し、税務課に提出してください。

- 退職 (給与分の税額を一括徴収し退職分の税額を同時に納入するとき) . . . 「納入金額(1)」の欄の税額を二重線で削除し、「納入金額(2)」の「給与分」、「退職所得分」、「合計額」欄にそれぞれの納入金額を記入します。

納入金額(2)の「給与分」と「退職所得分」の合計金額を記入

領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
062049	02410-1-960023	酒田市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
0700000000	¥50,300	
給与分	退職所得分	合計
162300	292000	394300

納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
062049	02410-1-960023	酒田市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
0700000000	¥50,300	
給与分	退職所得分	合計
162300	232000	394300

納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
062049	02410-1-960023	酒田市会計管理者
指定番号	納入金額(1)	
01060700000000	¥50,300	
給与分	退職所得分	合計
162300	232000	394300

印字金額を2重線で削除

納入金額(2)の「給与分」と「退職所得分」に金額を記入

熱等により字を消すことができるインクのご使用はお控えください。

合計額を退職所得分に記入

- ※ 「納入金額(2)」の欄に納入金額を記入後は、その金額の訂正はできません。
- ※ 「納入金額(2)」の欄に金額を記入する際は、「領収証書」「納入書」「納入済通知書」のそれぞれに同じように記入してください。
- ※ 納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

退職所得に係る特別徴収税額の納入がある場合、納入通知書の裏面の市民税・県民税納入申告書にも必ず記入してください。

法人番号を記入 (法人格がない場合は代表者の個人番号)
 ※ 法人格のない個人事業主の方は同じ内容の納入書を2部準備してください。そのうち1部は個人番号を記入せず金融機関へ提出し、もう1部は個人番号を記入し市役所へ直接提出してください。

納入書裏面

市民税 納入申告書	
山形県酒田市長 殿	
令和 3 年 7 月 12 日 提出	
	和 令 3 年 6 月 分 人 員 2 人
退職手当等支払金額	20232000
特別徴収額	139200
市 民 税	92800
県 民 税	92800
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者)	(受付印)
住所又は 〒998-8540	
所在地 山形県酒田市本町二丁目2番45号	
氏名又は 酒田市長	
名 称	
個人番号又は法人番号	1234567890123